

## 訪問看護ステーション設置促進事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、訪問看護を推進するため、訪問看護ステーション設置促進事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「訪問看護ステーション設置促進事業」とは、訪問看護ステーション（知事が別に定める者を除く。）を新たに設置する事業をいう。
- (2) この要綱において「訪問看護ステーション」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者又は法第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者が、法第8条第4項に規定する訪問看護又は法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所（法第71条第1項の規定により、法第41条第1項本文の指定があったものとみなされる事業所を除く。）をいう。

### 第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 事業計画書（様式第2号）
  - ウ 経費所要額調（様式第3号）
  - エ 収支予算書（様式第4号）
  - オ 資金状況調（様式第5号）（アの申請が概算払承認申請を兼ねる場合に限る。）
  - カ その他知事が別に定める書類
- (2) 提出期限  
別に定める日まで

### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業に要する経費の変更（事業費の額の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとする場合
  - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び

器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のア又はイのとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

補助金調書（様式第6号）を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

- (7) 補助金の交付の決定のあった日の属する年度において、法第41条第1項本文の指定を受けること。ただし、補助金の交付の決定のあった日の属する年度内に法第41条第1項本文の指定を受けることができない場合には、速やかに指定を受け知事へ報告すること。
- (8) この補助金に係る対象経費につき重複して、補助金その他の金銭の交付を受けてはならないこと。
- (9) 補助事業を行う者が(1)から(8)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

## 第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第7号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更経費所要額調（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第4号）
- オ その他知事が別に定める書類

## 第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第8号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支精算書（様式第3号）
- エ 収支決算書（様式第4号）
- オ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

事補助事業完了の日から起算して10日を経過した日(第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して10日を経過した日)又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

**第8 請求の手続**

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第9号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

**第9 概算払の請求手続**

提出書類 各1部

ア 概算払請求書(様式第9号)

イ 資金状況調(様式第5号)

**第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い**

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合(消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。)には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第10号)により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

**附 則**

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成26年12月19日から適用する。
- 2 平成26年度分の補助金に係る別表の規定の適用については、同表中「3,090千円」とあるのは、「3,000

千円」とする。

**附 則**

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

**附 則**

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

**附 則**

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のそれぞれの告示（第2号、第3号、第7号、第8号、第10号、第16号から第19号まで、第25号、第26号、第39号、第46号、第48号、第51号、第59号から第64号まで及び第67号から第69号までに掲げる告示を除く。）の規定及び様式は、令和3年度分の補助金から適用する。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

## 別表

補助の対象		補助率（額）
補助対象経費	補助基準額	
訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）	1箇所当たり4,580千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

訪問看護ステーション設置促進事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名  
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年度において訪問看護ステーション設置促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

- (1) 金額 円  
(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

- (1) 金額 円  
(2) 理由  
(3) 時期

口座振替先 金融機関名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名  
作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 訪問看護ステーションの（予定）開設者名、（予定）名称、（予定）所在地

開設者名	
訪問看護ステーションの名称	
所在地	

2 建物の所有（予定）状況等

	区分	床面積	建物の形態
建物	自己所有	m <sup>2</sup>	自宅
	今回購入		マンション等の一室
	借上		その他（ ）

（注） 該当する区分に○を付すこと。

（注） 建物の外観及び内部の状況がわかる写真を添付すること。

3 配置（予定）従業員数

		看護師		准看護師		保健師		理学療法士、 作業療法士又 は言語聴覚士	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業員数	常勤								
	非常勤								
	常勤換算後の人数								

4 開設計画

訪問看護ステーションの開設（予定）年月日 :           年    月    日

5 立ち上げ初年度の利用予定者数

1か月当たりの利用予定者数（見込み） :           人

(裏)

6 訪問看護ステーションを新たに設置する目的及び理由等

(1) 設置する目的及び理由

--

(2) 設置後の運営及びサービス提供の考え方

サービス提供地域	

(注) 運営規定及び組織体制がわかる書類を添付すること。

経費所要額調（変更経費所要額調、収支精算書）

（単位：円）

総事業費 (A)	寄附金その他の収 入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	補助対象経費の実 支出(予定)額 (D)	補助基準額 (E)	選定額 (F)	補助所要額 (G)	備考

(注)

- 1 E欄は、別表に定める基準額を記入すること。
- 2 F欄は、D欄の額とE欄の額を比較して、いずれか少ない額を記入すること。
- 3 G欄は、C欄の額とF欄の額を比較して、いずれか少ない額に別表に定める補助率を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を記入すること。
- 4 変更経費所要額調の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

様式第3号（その2）（用紙 日本産業規格A4横型）

経費所要額明細書（変更経費所要額明細書、実績額明細書）

（経費内訳）

（単位：円）

区分	金額	経 費 内 訳
給料		
職員手当		
報酬		
共済費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費 （備品の設置に伴う工事 請負費を含む。）		
合 計		

（注）科目別に積算内訳を記入すること。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		算出基礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

様式第5号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

資 金 状 況 調

区 分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

年 度 補 助 金 調 書

県			市 町 等								備 考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 額	補 助 率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち県費補助金相当額	支 出 済 額	うち県費補助金相当額	
(項)	円			円	円		円	円	円	円	
(目)											
(説明)											

(注)

- 1 市町等の「科目」欄は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」欄は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となる事項を適宜記入すること。

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

訪問看護ステーション設置促進事業計画変更承認申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名  
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた訪問看護ステーション設置促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第8号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名  
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた訪問看護ステーション設置促進事業  
が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第9号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた訪問看護ステーション  
設置促進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名  
(市町にあつては、市町長 氏 名)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

消費税仕入控除税額等報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあつては、市町長 氏 名）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた訪問看護ステーション設置促進事業に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- |   |                                  |   |   |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額                          | 金 | 円 |
|   | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）         |   |   |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等   | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）        | 金 | 円 |

（注） 記載内容が確認できる書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合が確認できる資料等）を添付すること。

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名